

NPO 法人ワークショップひなたぼっこ

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人ワークショップひなたぼっこ（以下「法人」という。）の定款第15条5項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事のうち、1名を理事長とし、若干名を副理事長とする。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 2 代表理事たる副理事長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって理事長の職務を執行する。

第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は令和2年9月1日から施行する。

(別紙) 理事の職務権限

項目	職務権限		備考 (事務長の役割等)
	理事長	副理事長	
役割 事業全体統括・指揮	○代表理事として当法人を代表し、その業務を執行 ○理事会を招集し、議長として主宰 ○社員総会の招集 法人全体の統括・指揮、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の確認・決定	○代表理事として理事長を必要に応じて代行、当法人の業務を分担執行 ○理事長の事故時等の職務執行	
渉外一般	当法人の代表として行う	分担執行の代表として及び日常業務での折衝	左記以外の代理として必要な場合及び日常業務での折衝
内部統制	重要事項を承認・監督し、統括する	分担執行の範囲内において ○左記以外の承認・監督 ○各事業所の監督・統括	理事長・副理事長の補佐 ○左記以外の承認・監督 ○事務局の監督・統括 ○職員の人事・考課実施
対外的会合	当法人の代表として必要な場合	左記以外で代表として必要な場合	左記以外で代表代理として必要な場合
事業全体の統括・指揮			
中長期戦略策定	基本方針の確定、理事会承認取付	基本方針の策定	基本方針案の策定
年度事業計画・予算策定・予算執行	年度予算策定ならびに執行責任者	年度予算策定執行	年度予算案策定
年度事業報告・計算書類	事業報告・決算書類の確定	事業報告・決算書類策定	事業報告・決算書類案策定
社員総会・理事会	主宰及び報告	主宰及び報告	補助報告者
個別渉外			
対外的提言活動	統括主管	統括補佐	統括補佐
対公官庁対応	法人の代表として必要時	必要時	渉外主管
対会員対応	法人の代表として必要時	必要時	渉外主管
対メディア	法人の代表として必要時	渉外主管	補佐
弁護士・税理士等	法人の代表として必要時	補佐	渉外主管
金融機関	法人の代表として必要時	必要時	渉外主管
他団体ネットワーク関連	法人の代表として必要時	必要時	渉外主管
内部統括・マネジメント			
経営会議	統括主管	統括補佐	統括補佐
訴訟の当事者となる事象	統括主管	統括補佐	統括補佐
日常業務事項			
稟議書決裁	統括主管	統括補佐	統括補佐
経費支出決済	必要に応じて統括主管	統括主管	統括補佐

外部書面契約に伴う支出	統括主管	統括補佐	統括補佐
押印簿承認（月次）	必要に応じて統括主管	必要に応じて統括主管	統括主管
重要な職員採用・任命	統括主管	統括補佐	統括補佐
職員関連教育及び研修	統括主管	統括補佐	統括補佐
役員含む厚生福祉に関する事項	統括主管	必要に応じて統括主管	統括補佐
金融機関口座設定及び廃止	統括主管	必要に応じて統括主管	統括補佐
対外的公的文書発信			
●特に重要なもの	統括主管	統括補佐	統括補佐
●その他	必要に応じて統括主管	必要に応じて統括主管	統括主管
機関誌発行	統括主管	必要に応じて統括主管	統括補佐（編集人）